

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度宇陀市一般会計補正予算(第5号)について)

○提案説明

今回の補正予算の専決処分については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その影響等を踏まえ、子育て世帯を支援する観点から、高校生までの児童がいる世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付金(現金給付分)を支給することにより、子育て世帯に対する適切な配慮を行うものである。令和3年度一般会計において、歳入歳出予算172,002千円を増額補正するものを、令和3年11月19日をもって専決処分を行ったもので、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求められたものである。

1. 支給額

児童1人あたり一律5万円

2. 支給対象者及び給付時期

○令和3年9月分の児童手当の支給対象世帯

令和3年12月末支給予定

○令和3年9月30日において15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する世帯

令和4年1月以降支給

○公務員の支給対象世帯

令和4年1月以降支給

○令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した世帯
随時支給